

基幹統計調査に係る書面調査票

基幹統計調査の名称	人口動態統計
府省庁等名（担当課室名）	厚生労働省（政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）

※ 以下の事項のうち、「□」の箇所については該当するところにチェック（■）を付してください。また、所定の箇所に記載してください。なお、本調査票は、平成 31 年 2 月末時点において確報を公表している直近の調査の実施状況を基に記載してください。

1 統計調査に係る基本的事項

①作成プロセスの概要	調査対象の範囲	地理的範囲 [■全国 □一部地域 ()] 属性的範囲 [□世帯・個人 □企業・法人 □事業所 ■その他 (市区町村)]																																																																														
	全数調査・標本調査の別等	■全数調査 □標本調査 [□無作為抽出 □有意抽出] 〔母集団情報： ()〕 □うち一部の層が全数調査である 〔全数調査になっている層： ()〕																																																																														
	調査系統	国 — 都道府県 ————— 保健所 — 市区町村 └─ 保健所を設置する市・特別区 ─┘																																																																														
	調査票の配布・回収方法	配布	□調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ()																																																																													
		回収	□調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 () ↳ 他計方式の場合→□																																																																													
企画・実査・審査等の実施機関等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>企画</th> <th>標本抽出</th> <th>実査</th> <th>入力</th> <th>符号付け</th> <th>審査</th> <th>集計</th> <th>公表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本府省</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>地方支分部局</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(独)統計センター</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>民間事業者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr> <td>スケジュール (直近の調査の実績)</td> <td>3月から7月</td> <td></td> <td>1月から12月</td> <td>毎月</td> <td>毎月</td> <td>毎月</td> <td>毎月</td> <td>月報は、約2か月後に速報約5か月後に月報年報は、翌年6月上旬に</td> </tr> </table>								区分	企画	標本抽出	実査	入力	符号付け	審査	集計	公表	本府省	●			●	●	●	●	●	地方支分部局									(独)統計センター									都道府県			●						市町村			●						民間事業者				●					スケジュール (直近の調査の実績)	3月から7月		1月から12月	毎月	毎月	毎月	毎月	月報は、約2か月後に速報約5か月後に月報年報は、翌年6月上旬に
区分	企画	標本抽出	実査	入力	符号付け	審査	集計	公表																																																																								
本府省	●			●	●	●	●	●																																																																								
地方支分部局																																																																																
(独)統計センター																																																																																
都道府県			●																																																																													
市町村			●																																																																													
民間事業者				●																																																																												
スケジュール (直近の調査の実績)	3月から7月		1月から12月	毎月	毎月	毎月	毎月	月報は、約2か月後に速報約5か月後に月報年報は、翌年6月上旬に																																																																								

2 再発防止に係る取組

① チェック・審査（実査、審査、集計の各段階）

i) 実査段階におけるチェック

◆ 調査票の記載内容の確認

実施している調査方法をチェックし、当該調査方法により得られた調査票の記載内容の確認のための取組

調査方法	調査票の記載内容の確認のための取組
<input type="checkbox"/> 調査員調査	<input type="checkbox"/> 調査員（委託事業者の調査員を含む）・指導員による目視 <input type="checkbox"/> 委託事業者による目視 <input type="checkbox"/> 都道府県・市町村の職員による目視 <input type="checkbox"/> その他（ ）
■ 郵送調査	<input type="checkbox"/> 委託事業者による目視 <input checked="" type="checkbox"/> 都道府県・市町村の職員による目視 <input type="checkbox"/> その他（ ）
■ オンライン調査 （電子調査票におけるプログラムチェック）	<input checked="" type="checkbox"/> 記入漏れのチェック⇒ <input type="checkbox"/> 調査事項の全部 <input checked="" type="checkbox"/> 調査事項の一部 <input checked="" type="checkbox"/> レンジチェック <input checked="" type="checkbox"/> クロスチェック <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> その他	（取組内容を記載）

（注）「レンジチェック」とは、価格などのように通常の値幅等がある場合、回答数値が一定の許容範囲内にあるか否かをチェックするもの。

「クロスチェック」とは、各調査項目間の関連性に着目し、その記入内容の矛盾や不合理をチェックするもの。

ii) 個票データの審査段階におけるチェック

◆ 審査段階におけるチェックの実施状況

個票ベースの調査事項の審査を実施しているか

→ ■ 実施している

↳ ■ システムプログラムによる審査を実施

目視による審査のみ実施（理由： ）

実施していない

↳ （理由： ）

（システム・プログラムによる審査を実施している場合）

〔チェックの内容〕

出生票

全調査事項:15 項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	①記入漏れのチェック	15／15	2,887	初回チェックの検出件数
	②レンジチェック	15／15		
	③クロスチェック	15／15		

資料 1 - 3 人口動態調査

	その他			
	①～③の計	45/45	2,887	

〔チェックの内容〕

死亡票**全調査事項:19 項目**

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 /全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	①記入漏れのチェック	17/17	7,253	初回チェックの検出件数
	②レンジチェック	17/17		
	③クロスチェック	17/17		
	その他			
	①～③の計	51/51	7,253	

〔チェックの内容〕

死産票**全調査事項:18 項目**

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 /全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	①記入漏れのチェック	18/18	529	初回チェックの検出件数
	②レンジチェック	18/18		
	③クロスチェック	18/18		
	その他			
	①～③の計	54/54	529	

〔チェックの内容〕

婚姻票**全調査事項:8 項目**

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 /全項目数 ^{※1}	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ^{※2}
チェック方法	①記入漏れのチェック	8/8	823	初回チェックの検出件数
	②レンジチェック	8/8		
	③クロスチェック	8/8		
	その他			
	①～③の計	24/24	823	

〔チェックの内容〕

離婚票

全調査事項:10項目

区分	調査事項の通し番号	チェック有の項目数 ／全項目数 ※ ¹	検出総数 (概数)	検出総数の説明 ※ ²
チェック方法	①記入漏れのチェック	10／10	4,423	初回チェックの検出件数
	②レンジチェック	10／10		
	③クロスチェック	10／10		
	その他			
①～③の計		30／30	4,423	

(注) 調査票ごとに調査事項の通し番号(1、2、…)を振って、それぞれで実施しているチェック方法に応じて記載・整理したものを添付してください。そのうち、調査票ごとに本表に掲載している所定事項(「チェック有の項目数／全項目数」「検出総数(概数)」)を記載してください。

※1 全項目数は、レンジチェックなど該当のエラーチェックの対象となり得ない事項は除外して算出してください。ただし、その場合、除外した理由を明記してください。

※2 検出総数の説明欄には、必要に応じて、検出総数がどのような値かの説明(初回チェックの検出件数、各回チェックの累計 など)を記載してください。

〔審査段階におけるチェック実施の考え方〕

◆ エラーチェックの対象となり得ない事項としている理由

区分	考え方
記入漏れのチェック	氏名や施設の所在地であるため
レンジチェック	数値等の実数を記載させる項目でないため
クロスチェック	対象項目に関連する事項がないため

◆ エラーチェックの対象となり得るが行っていない理由

区分	考え方
記入漏れのチェック	該当なし
レンジチェック	該当なし
クロスチェック	該当なし

◆ その他のチェックを行っている場合、その内容と考え方

(内容:)
(考え方:)

〔検出されたものの処理について〕

◆ エラーチェックで検出されたもののうち、どのような考え方で疑義照会の対象を選定しているか。

市区町村や医師等に聞かないとわからないもの

- ◆ エラーチェックで検出されたもののうち、確認、訂正、除外等の処理をしていないものはあるか。

→ ある（内容： ）
ない

〔審査段階におけるチェックのルール化〕

- ◆ 他の機関（統計センター、地方公共団体、民間事業者等）においてエラーチェックを実施している場合、チェックの方法（レンジチェック、クロスチェック等）や内容（レンジの幅等）は、マニュアル、指示書、仕様書等に定めてエラーチェック実施機関に統一的に示しているか。

→ チェックの方法、内容ともに定めている
チェックの方法のみ定めている
定めていない（地方公共団体、受託業者等の判断により実施）

iii) 集計段階におけるチェック

- ◆ 集計された集計表の正確性を確保するため、チェックを実施しているか

→ 実施している
 ↳ システム・プログラムによるチェック
 目視によるチェックのみ実施（理由： ）
実施していない
 ↳ （理由： ）

（システム・プログラムによるチェックを実施している場合）

（「実施している」場合、該当するものすべてにチェック）

チェックの方法	実施状況の有無	理由
表内検算（表内で論理矛盾がないか）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 →470 表/470 表 <input type="checkbox"/> 無	
表間照合（表間で論理矛盾がないか）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 → 様々なチェックをしているが、対象の表数は把握していない。 <input type="checkbox"/> 無	
時系列チェック（過去の結果との比較）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 → 様々なチェックをしているが、対象の表数は把握していない。 <input type="checkbox"/> 無	
関連統計との比較（民間データ等他のデータとの比較）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 → 様々なチェックをしているが、対象の表数は把握していない。 <input type="checkbox"/> 無	

（注）「実施状況の有無」欄は、チェックの方法が適用可能な集計表の数を分母（右側）に、そのうちチェックを行っている集計表の数を分子（左側）に記載してください。また、分母と分子の集計表の数に差がある場合はその理由を「理由」欄に記載してください。

〔集計段階におけるチェックのルール化〕

- ◆ 他の機関（統計センター、地方公共団体、民間事業者等）においてエラーチェックを実施

している場合、チェックの方法（表内検算、表間照合等）や内容（表間照合を実施する項目等）は、マニュアル、指示書、仕様書等に定めてエラーチェック実施機関に統一的に示しているか。

- チェックの方法、内容ともに定めている
 チェックの方法のみ定めている
 定めていない（地方公共団体、受託業者等の判断により実施）

② 委託事業者、地方公共団体の履行確認

【委託事業者の履行確認】

（委託事業者を経由して調査を実施している場合、以下にチェック）

i) 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申合せ）（以下本項において「ガイドライン」という。）の実施状況

- ◆ 委託対象業務（ 入力 ）
- ◆ 業務遂行能力等を踏まえた選定方法となっているか（ガイドラインⅢ 1 ウ）
 - 価格による競争入札方式
 - 総合評価落札方式
 - その他の選定方法（ ）
- ◆ 業務の実施状況把握のために採っている措置の有無（ガイドラインⅢ 4 (2) ア）
 - ■ 有 無
 - （「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック）
 - 定期的又は随時の報告の求め
 - 委託事業者に対する監査
 - その他（ ）
- ◆ ガイドラインⅢ 4 (2) ア①に掲げる以下の項目について達成状況確認の有無
 - 有 ■ 無 ※入力のみのため下記項目への該当はなし
 - （「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック）

（共通）

- 調査票の誤送付等の状況
- 調査項目別の未記入及び不備の状況
- 調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況
- 照会対応の状況及び効果（疑義再照会率等）
- 督促の実施状況及び効果（督促後回収率等）
- 収集したデータ（調査対象名簿、個別データ、集計データ等）の管理状況

（調査員調査のみ）

- 調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制
- 調査員への指導状況
- 報告者への訪問状況
- 不在等の場合における再訪問の実施状況

- ◆ ガイドラインⅢ 4 (3) に掲げる事項を仕様書等において定めているか

→ ■ 定めている 定めていない

↳ (理由:)

- ◆ ガイドラインⅢ 5 (1) に掲げる再委託に関する禁止事項を遵守し、再委託の条件、手続、再委託先への業務指示の方法等について、契約書等に明記しているか。

→ している していない
 ↳ (理由: _____)

〔地方公共団体の履行確認〕
 (地方公共団体を経由して調査を実施している場合、以下についてチェック)
i) 地方公共団体における適切な業務実施確保のために採っている措置
 ◆ 調査の実施状況把握のために採っている措置の有無 → 有 無
 (「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック)
 → 定期的又は随時の連絡確認、打合せの実施
 現場に職員を派遣しての実施状況の把握
 業務の節目及び完了時の報告聴取
 その他 (_____)

ii) 国・地方公共団体任命の調査員の適切な業務実施確保のために採っている措置
 ◆ 調査員設置状況の把握の有無 (名簿等の提出を受けている等) → 有 無
 ◆ 国から地方公共団体に手引等により求めている措置の有無 → 有 無
 (「有」にチェックした場合、該当するものすべてにチェック)
 研修等を通じ、正しい調査方法等の理解徹底
 指導員等の巡回による実施状況の把握
 現場に職員を派遣しての実施状況の把握
 業務の節目及び完了時の報告聴取
 その他 (_____)
 ◆ 国が地方公共団体を介さず直接行う実施状況把握調査の有無 → 有 無
 (「有」にチェックした場合、具体的な内容を記入)
 (_____)

③ 調査・集計方法の透明性

i) 統計調査の精度に関する情報の公開
 ◆ 基幹統計調査に関する情報の公開
 総務省が基幹統計調査を対象に統計精度に関する情報の公表状況を調査して、統計委員会に報告した「統計精度に関する検査(統計精度検査)の標準検査(見える化状況検査)」(平成29年実施。平成30年3月フォローアップ)の評価事項に対する自己点検の結果

①標本設計		②調査方法 (データ収集方法)		③集計・推計 方法		④標本誤差 (標本調査のみ)		⑤非標本誤差		⑥他統計との 比較・分析	
H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2	H30.3	H31.2
2	2	3	3	3	3	-	-	3	3	1	1

※ 平成30年3月のフォローアップ以降に改善している場合は、それを踏まえたスコアを記載。なお、「H30.3」欄は総務省において記載

改善した部分について報告(ホームページ掲載の新旧を添付のこと)

(_____)

ii) 業務マニュアル等の整備状況

- ◆ 担当者が異動しても手順やノウハウが継承され統計の品質が確保されるよう、統計作成上のポイントや手順等が整理された文書（名称、体裁は問わない）の有無 → 有 無
（「有」にチェックした場合）
- 対象業務（全般、企画、標本抽出、実査、審査、集計、公表等）
（全般 ）
- 内容を見直しているか
 - 定期的実施（実施時期 毎年 ）
 - 不定期実施（ ）
 - その他（ ）

④ プロセスごとの管理者の役割

i) 課室長級の管理者は、企画、実査、審査、疑義照会、集計、公表の各プロセスにおいて、どのような場面で関与しているのか

企画、疑義照会、公表において担当係から内容についての説明や相談を受け、意思決定等を行っている。

ii) 部局長級の管理者は、企画、実査、審査、疑義照会、集計、公表の各プロセスにおいて、どのような場面で関与しているのか

企画、公表時、局議等において担当室から内容についての説明を受けている。

⑤ 結果数値の妥当性に関する外部（府省外）からの指摘

i) 外部からの、結果数値への疑義等の指摘の状況

- ◆ 外部からの指摘の有無 → 有 無
（「有」にチェックした場合）
- 指摘を踏まえ、訂正した件数（過去5年間）

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件数	—	2	1	3	2

（注）「30年度」は、平成30年4月から31年2月までの件数

ii) 外部からの指摘への対応ルール

- ◆ 外部からの指摘があった場合、事実関係を把握し、適切に対応するルールの有無
→ 有 無
（「有」にチェックした場合、その具体的内容を記載。別途、現物を提出してください。）

3 不適切事案の発生時対応に係る取組

① 必要なデータの保存				
i) 調査票情報、調査関係書類等に係る保管期限の定めの有無及び保管期限				
データの種類	有無	保管期限の定めの有無	保管期限 (「有」の場合)	期間満了後の措置
(1)-1 調査票情報 (記入済調査票)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input checked="" type="checkbox"/> 所定の期間(1年、3年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input checked="" type="checkbox"/> 破棄
(1)-2 調査票情報 (調査票の内容を記録した電磁的記録媒体)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 調査規則 <input checked="" type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(1)-3 調査票情報 (その他)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(2) 調査関係書類	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(3) 中間生成物	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(4) ドキュメント	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input checked="" type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(5) 行政記録情報	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(6) メタデータ	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄
(7) 母集団復元情報 (上記に掲げるものを除く)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規則 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間(年) <input type="checkbox"/> 1年未満	<input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄

・「調査票情報」とは、統計法第2条第11項に規定するものをいう。
 ・「調査関係書類」とは、調査票以外であって、統計調査の実査段階（調査票の配布から回収に係る一連の活動という。以下同じ。）で利用する調査対象名簿、調査区地図、要図等その他関係書類で調査対象の識別を可能とするものをいう。
 ・「中間生成物」とは、集計段階等において結果表等の最終生成物が完成するまでに生成される入出力帳票、チェック済データ、マッチング済データ等、調査票情報を含んだ生成物をいう。
 ・「ドキュメント」とは、将来の利用に当たって電子化又は磁気化された調査票情報及び匿名データがどのような情報であるか示す、また活用するために必要な情報をいう。例えばデータレイアウトフォーム、符号表等の調査票情報及び匿名データと結びつけて当該データを定義するために必要な情報、また、プログラム作成のために必要な仕様等、電子計算機処理に必要な情報をいう。なお、それらの取扱要領、調査概要資料も含む。
 ・「行政記録情報」とは、統計法第2条第10項に規定するもののうち、統計法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けたものをいう。
 ・「メタデータ」とは、あるデータそのものではなく、当該データに付随するデータ自身についての関連する情報をいう。データ内容・特性の理解を助けるため、実査や集計等の統計作成の各段階における作業が

資料 1 - 3 人口動態調査

どのように行われたかについての情報（調査時期、調査方法、調査対象、抽出方法、推計方法等に関する情報）もメタデータに含まれる。
 ・「母集団復元情報」とは、標本調査において母集団への復元推計を行う際に用いられる情報いう。

② 発生時点での対応ルール

i) 結果数値の訂正等不適切事案発生時の対応ルール（処理方法、記録）の有無、内容

◆対応ルールの有無 → ■有 □無

（「有」にチェックした場合）

上記ルール等の策定時期・内容（別途、現物を提出してください）

（「統計データの正確性の確保対策について（平成 22 年 6 月 28 日）」）

③ 行政利用の事前把握

i) 結果数値の利活用先を具体的に把握しているか

◆結果数値の利活用先を具体的に把握しているか（該当するものすべてにチェック）

SNA、QEの作成の際に利用されている

その他の統計の作成の際に利用されている（利用されている統計名 推計人口）

政策の立案・実施の根拠として用いられている
 （政策等の名称 少子化対策、高齢者政策 ）

国が給付する手当や給付金等の金額の算定根拠として用いられている
 （手当等等の名称 ）

月例経済報告に利用されている

その他（ ）

◆結果数値の利活用先の把握方法

白書の協議や調査票情報の二次利用申請において、利用されていることを把握している。

4 品質向上（上記以外）に係る取組

① 統計ニーズ（行政外を含む）の把握・対応

◆ 行政機関以外の利用者（例：民間シンクタンク、研究者）からのニーズを収集する取組の有無 → ■有 □無

（「有」にチェックした場合、その実績〔過去 1 年間〕）

（ 社会保障審議会統計分科会、厚生労働統計の整備に関する検討会 ）

（参考）一般紙、業界紙、研究論文等の引用件数・e-Stat ダウンロード件数

（総務省において記載）1,656 件、682,127 件

（活用度スコアリング I）

◆ 統計法に基づく調査票情報等の 2 次的利用の状況（平成 29 年度）（総務省において記載）

・調査票情報の 2 次的利用（ 851 件）

※統計法 32 条に基づく行政機関等による 2 次利用、統計法 33 条に基づく調査票情報の提供

・オーダーメイド集計（ 2 件）

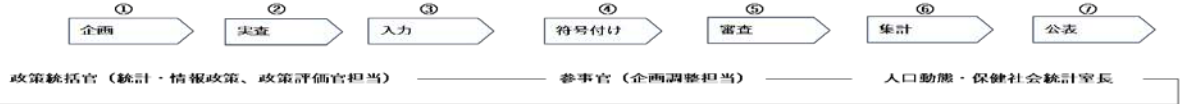
※統計法 34 条に基づき作成する統計の提供

・匿名データの提供（ 1 件）

※統計法 35 条に基づき作成される匿名データの提供

② 担当職員数、職員的能力

〔調査業務の流れ〕



人口動態統計担当補佐 (総務) 〔: ㉔㉔ : 0. 4人〕	統計総務係長 〔: ㉔ : 0. 2人〕	係員 〔: ㉔㉔ : 0. 9人〕
	企画指導係長 〔: ㉔㉔ : 0. 7人〕	
	技術開発係長 〔: ㉔ : 0. 8人〕	
	業務管理係長 〔: ㉔ : 0. 1人〕	
人口動態統計担当補佐 (計析) 〔: その他 : 0. 0人〕	計析第一係長 〔: ㉔ : 0. 1人〕	
	計析第二係長 〔: ㉔ : 0. 1人〕	
人口動態統計担当補佐 (月報) 〔: ㉔ : 0. 7人〕	月報調整係長 〔: ㉔㉔ : 0. 8人〕	専門職 〔: ㉔㉔ : 0. 8人〕
	出生統計第一係長 出生統計第二係長 〔: ㉔㉔㉔ : 1. 0人〕	
	婚姻・離婚統計係長 〔: ㉔㉔㉔ : 1. 0人〕	
人口動態統計担当補佐 (死亡統計企画) 〔: ㉔㉔ : 0. 9人〕	死亡統計企画第一係長 〔: ㉔-㉔ : 1. 0人〕	係員 〔: ㉔㉔ : 1. 0人〕
	死亡統計企画第二係長 〔: ㉔㉔㉔ : 1. 0人〕	専門職 〔: ㉔㉔ : 1. 0人〕 係員 〔: ㉔㉔ : 1. 0人〕
	死因基本分類管理係長 〔: ㉔㉔㉔ : 1. 0人〕	
人口動態統計担当補佐 (死亡統計) 〔: ㉔ : 0. 6人〕	死亡統計第一係長 〔: ㉔㉔ : 1. 0人〕	係員 〔: ㉔㉔ : 1. 0人〕 係員 〔: ㉔㉔ : 1. 0人〕
	死亡統計第二係長 〔: ㉔㉔ : 1. 0人〕	主査 〔: ㉔㉔ : 1. 0人〕 専門職 〔: ㉔㉔ : 1. 0人〕
	死亡統計第三係長 〔: ㉔㉔㉔ : 1. 0人〕	
	死亡統計第四係長 〔: ㉔㉔㉔ : 1. 0人〕	専門職 〔: ㉔㉔㉔㉔ : 1. 0人〕
人口動態統計担当補佐 (年報) 〔: ㉔㉔ : 0. 8人〕	年報第一係長 〔: ㉔㉔㉔ : 1. 0人〕	専門職 〔: ㉔㉔㉔ : 1. 0人〕
	年報第二係長 〔: ㉔㉔㉔ : 1. 0人〕	係員 〔: ㉔㉔㉔ : 1. 0人〕
統計情報調整官 〔: ㉔ : 0. 7人〕		
死因分類基準指導官 〔: ㉔㉔㉔ : 0. 6人〕		
死因基本分類管理専門官 〔: ㉔㉔ : 0. 9人〕		
国際分類分析官 〔: ㉔㉔㉔ : 0. 5人〕		
人口動態統計担当補佐 (併任 2人、医系) 〔: ㉔㉔ : 0. 3人〕		
統計企画調整室		
統計開発係担当補佐 〔: ㉔㉔ : 0. 04人〕	統計開発係長 〔: ㉔㉔ : 0. 04人〕	係員 〔: ㉔㉔ : 0. 04人〕

注. 期間業務事務職員 2. 1人分は除いています。

※再任用職員(時短含む)も含めて記載してください。期間業務職員は記載の必要はありません。

〔本統計の作成に従事する職員数 (省令職以上を除く)〕

※時期によって職員数が変動する場合、標準的な職員数となる時点で記載

業務量を按分した実員相当数	34.12人
従事する職員の人数(実員)	45人
うち、	
統計業務経験10年以上	34人
" 5年以上10年未満	3人
" 2年以上5年未満	3人
" 2年未満	5人

期間業務職員の数 (3人)

〔担当管理職(政令職、省令職)の統計業務経験等〕

- 統計業務の経験者、修士・博士号保有者、統計検定等の合格者のいずれかに該当(3人)
- 上記のいずれもなし(0人)

③ 統計作成に用いるシステムの概要、運用体制(関連システムの更新の適切性。古いシステムが使われていないか)

〔現行の審査・集計システムの概要〕＝統計処理システム＝

- ◆ どの業務についてシステムを用いているか(該当するものすべてにチェックし、その概要を記載)

システムを用いている業務	保有者	保有者の内製か外部発注かの別	システムの概要
<input checked="" type="checkbox"/> データのチェック・審査	<input checked="" type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> (独)統計センター <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 内製 <input type="checkbox"/> 外部発注	①～④は別添参照 ⑤SAMAS, FORTRAN, C ⑥特になし
<input checked="" type="checkbox"/> 統計の作成・集計	<input checked="" type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> (独)統計センター <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 内製 <input type="checkbox"/> 外部発注	①～④は別添参照 ⑤DICS ⑥特になし
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> (独)統計センター <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 内製 <input type="checkbox"/> 外部発注	

(注)「システムの概要」欄には、①主なシステム構成、②システム構築時期(いつから使用しているの

5 過去5年間（平成26年1月～30年12月）における結果数値の訂正等事案の有無の状況

○ 結果数値の訂正等による正誤表情報の公表・提供					
<p>□無 ■有 → (具体内容) ◆過去5年間の公表件数： 17件 ※今後数値修正の予定あり ◆直近から遡って5事例を記載 (注) 公表した正誤表情報に関する資料を添付してください。</p>					
公表時期	平成30年10月	平成30年10月	平成30年8月	平成30年5月	平成30年4月
事案概要(内容/時期/影響)	結果表数値の誤り/昭和63年～平成3年/社会的影響は小さい	結果表数値の誤り/昭和31年～63,平成元～17,28年/社会的影響は小さい	結果表数値の誤り/平成30年2月/社会的影響は小さい	結果表数値の誤り/平成7,12,17,22,27年/社会的影響は小さい	結果表数値の誤り/昭和37～42,45～63平成元年,3～28年/社会的影響は小さい
事案発見の端緒(発見した者/発見日時)	外部からの指摘/平成30年10月3日	確認作業/平成30年10月3日	確認作業/平成30年8月3日	確認作業/平成30年5月7日	外部からの指摘/平成30年4月10日
原因	プログラムミス	プログラムミス	書式設定の誤り	入力ミス	計算ミス
対応(結果数値の訂正、事案の公表等)	結果数値の訂正	結果数値の訂正	結果数値の訂正	結果数値の訂正	結果数値の訂正
再発防止に向け採った措置	最新年次のデータ確定作業は、全てのデータ修正が終了した後に人口動態調査で使用するデータ処理システムと同様のプログラムにより確認を行う	年次推移表データを作成する際には、影響範囲を確認し、修正箇所を漏れがないよう、又他の公表数値と齟齬がないかについて、複数者で確認を行う	複数者による手順の確認等、統計の正確性を確保するためのチェック体制の強化を図る	複数者で数値の誤りがないか確認を行う	影響範囲を確認し、修正箇所を漏れがないよう細心の注意を払う

報告漏れ件数

平成29年以前の人口動態調査票の都道府県からの報告漏れは、昨年9月に公表した三重県の586件を含めて2,005件で、39の都道府県で発生していました。

報告漏れの原因

市区町村における届出等に基づく調査票の作成漏れ
調査票の報告経路における調査票の送付漏れ 等

今後の対応

今回明らかになった結果については、正確な統計を提供するため今後データを精査の上、再集計を行い、順次、厚生労働省HPで公表するとともにe-Statのデータの更新を行ってまいります。

再発防止策

都道府県に対し調査事務の注意点を通知するとともに、管下の保健所、市区町村の事務担当者への周知徹底を指示したところです。

人口動態調査における都道府県からの報告漏れについて

調査年	A 報告漏れ件数					
	出生	婚姻	離婚	死亡	死産	計
平成16年	1	1				2
18	1	2		1		4
20			1			1
21	5	7	1	1		14
22	4	8	2	3		17
23	3	5	1	3		12
24	2	2	2			6
25	5	18	4	5		32
26	90	59	8	37	2	196
27	64	87	28	84	4	267
28	293	198	65	435	6	997
29	107	106	44	199	1	457
合計	575	493	156	768	13	2,005

注：報告漏れ件数には、日本で発生した外国籍の者、外国で発生した日本国籍の者を含む。

報告漏れ件数の内訳

都道府県からの報告漏れ件数の公表済み確定数に対する割合は、全国ベースでは0.00%から0.03%となっています。
また、39の都道府県から平成30年分について391件の報告遅れの回答がありましたが、これらについては、今後作成する平成30年調査の結果に含めて公表します。

調査年	B 公表済み確定数(日本における日本人)					A/B (%)				
	出生	婚姻	離婚	死亡	死産	出生	婚姻	離婚	死亡	死産
平成16年	1,110,721	720,417	270,804	1,028,602	34,365	0.00%	0.00%			
18	1,092,674	730,971	257,475	1,084,450	30,911	0.00%	0.00%		0.00%	
20	1,091,156	726,106	251,136	1,142,407	28,177			0.00%		
21	1,070,035	707,734	253,353	1,141,865	27,005	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
22	1,071,304	700,214	251,378	1,197,012	26,560	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
23	1,050,806	661,895	235,719	1,253,066	25,751	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
24	1,037,231	668,869	235,406	1,256,359	24,800	0.00%	0.00%	0.00%		
25	1,029,816	660,613	231,383	1,268,436	24,102	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
26	1,003,539	643,749	222,107	1,273,004	23,524	0.01%	0.01%	0.00%	0.00%	0.01%
27	1,005,677	635,156	226,215	1,290,444	22,617	0.01%	0.01%	0.01%	0.01%	0.02%
28	976,978	620,531	216,798	1,307,748	20,934	0.03%	0.03%	0.03%	0.03%	0.03%
29	946,065	606,866	212,262	1,340,397	20,358	0.01%	0.02%	0.02%	0.01%	0.00%